

議 案 第 41 号

職員等のサービスの宣誓に関する条例及び摂津市固定資産評価審査委員会  
条例の一部を改正する条例制定の件

職員等のサービスの宣誓に関する条例及び摂津市固定資産評価審査委員会条例の一部を  
改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月10日提出

摂津市長 森 山 一 正

提案理由

手続において書面への押印義務を廃止するため、本条例を制定するものである。

職員等のサービスの宣誓に関する条例及び摂津市固定資産評価審査委員会  
条例の一部を改正する条例

(職員等のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 職員等のサービスの宣誓に関する条例（昭和31年条例第5号）の一部を次のよ  
うに改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(摂津市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 摂津市固定資産評価審査委員会条例（平成11年摂津市条例第22号）の一  
部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。